

りに差出候様には如何可有之候哉と被相伺候へば、伊豆守殿御聞被有、尤には候へ共、當分浪人者と有之候へば、我等一存を以て差圖致しがたく候間、追て可申述候と也、其後伊豆守殿御申候は、此間御申聞候久島傳兵衛義、其元由緒も有之、其上手前に被差置候と有之儀に候へば、不苦候間、成る程可被差出候、鈴木修理義、手下の御被官共召連れ罷出、其元の差圖を請け、相勤る様にと被仰付候間、其段を相心得候様にと有之、小川町安房守殿居宅の焼跡に御繪圖小屋出来、修理、傳兵衛、其外御被官共罷出、最初に御本丸の地坪を打廻し、夫々西の御丸の地坪を打候節の義は、御殿に公方様被爲入を以て、傳兵衛儀は差控へ、二三日程の間は、安房守殿自ら御出、修理へ差圖被致事済み申也、總て外大手平川御門より内には、安房守殿直弟の者にても、傳兵衛より外には壹人も參り候儀不罷成御城内の坪わり相濟候已後、外の門弟共の義も、二三人程づ、申合、傳兵衛手傳として罷出候、我等儀は、大原十郎右衛門と組合、三四度計りも罷出候、扱右の御繪圖出來候節、御納戸へ納り不申候内に、拜見致度きと存る直弟の者共は、御繪圖小屋へ罷出候様にと、安房守殿御申之由、傳兵衛方より申傳候に付、何れも罷出候、我等義は、大原と同道にて参る所に、清書の御繪圖は箱に入床の上に有之下繪圖を何れも一覽仕り居申處に、安房守殿御出、大原と我等へ御申候は、此下繪圖に有之御本丸向の義は、御堀を限り中を切りぬき候にと御申に付兩人にて切りぬき候へば、うらの方に所々に紙にてかすがるを掛け候様にとの義に付、其通りに致候所に、岩城伊興守殿御出、下繪圖を披見あられ、此中をば何ゆへ御ぬかせ候やと御尋ね候へば、ちと存寄有之切りぬかせ候と安房守殿返答被有候、我等抔も一圖合點不參候處に、後日に承り候へば、安房守殿右の御繪圖を被差上候へば、御老中方何れも殊外なる御譽に有之と也、其節安房守殿には併の下繪圖を被差出、是は下繪圖にて御座候、清書の御繪圖出來の上は、焼失申付候筈に御座候へ共、一應相伺候てと存候故、持參仕候、